

議案第161号

大阪市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例案

大阪市食品衛生法施行条例（平成12年大阪市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項中「審査」を「審査又は同項各号に規定する営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が行う当該営業に係る営業許可の申請（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条第1項ただし書の規定により営業設備の構造を記載した図面の添付及び同項第5号に掲げる事項の記載を省略することができるものに限る。）に対する審査」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年12月15日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市食品衛生法施行条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に対する審査に係る手数料について適用し、同日前の申請に対する審査に係る手数料については、なお従前の例による。

令和2年9月11日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

営業を譲り受けた者が行う営業許可の申請に対する審査に係る手数料の特例を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市食品衛生法施行条例（抄）

(手数料)

第8条 省 略

2 省 略

- 3 前項の規定にかかわらず、同項各号に規定する営業を営む者が行う当該営業に係る営業許可の更新の申請に対する審査又は同項各号に規定する営業を営む者から当該営業を譲り受けた者が行う当該営業に係る営業許可の申請（食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第67条第1項ただし書の規定により営業設備の構造を記載した図面の添付及び同項第5号に掲げる事項の記載を省略することができるものに限る。）に対する審査については、1件につき、それぞれ当該各号に定める額の10分の8に相当する額の手数料をその申請をする者から徴収する。